

Topics | トピックス

- ◆ 都市協「国民年金制度改善についての要望書」に対して厚労省より回答
- ◆ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準を一部改正
- ◆ 日本年金機構のTwitterによる情報発信サービス
- ◆ 2021年度「ねんきん月間」「年金の日」の活動は非対面形式で
- ◆ 2021年8月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で76.9%

◆ 都市協「国民年金制度改善についての要望書」に対して厚労省より回答

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から対面による実施を見送り書面での開催となった第59回全国都市国民年金協議会総会及び研修会（2021年8月27日、近畿ブロック・兵庫県神戸市）のなかで提出された「国民年金制度改善についての要望書」に対して、厚生労働省より「回答書」が送られた。

回答の概要は次のとおり。

1. 国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の一元化について

現在市区町村に託している国民年金事務は、国民年金第1号被保険者に係る資格関係の届出、免除等の申請及び年金の裁定請求に係る事務だが、市区町村は住民にとって身近な窓口であり、国民年金事務は他の手続と同時に行うことが可能である。住民サービスの観点からも国民年金事務は市区町村側にとって大きな意義があるものと考えている。今後も、国民年金業務を円滑に進めるために、市区町村と国（厚生労働省年金局及び地方厚生（支）局）及び日本年金機構とが密接に連携し取り組んでいきたい。

(2) 障害年金事務の窓口一元化について

障害基礎年金の請求事務については、窓口における相談及び請求書等の点検受理が市区町村の過度の負担とならないよう、窓口業務の円滑な実施を支援するための資料（障害「基礎年金お手続きガイド」、「障害基礎年金ハンドブック」など）を掲載した「市町村国民年金事務サポートツール（業務支援ツール）」を厚生労働省ホームページ上で運営している。また、市町村向け情報誌「かけはし」において、窓口業務での注意点や返戻事例等照会の多い事例を掲載している。窓口における住民サービスの一層の向上を図るため、さらなる内容の充実に取り組んでいく。

形式審査以外の不備による書類の返戻については、文書ではなく対面での相談も相当数あると考えられることや、障害者の立場に立ったきめ細かな対応を行うためにも、市区町村での返戻対応をお願いしている。市区町村担当者や請求者が、その内容をよく理解できるよう、わかりやすい説明に努めるとともに、専門知識を要する相談に対応できるよう、専用ダイヤルの必要性について検討していきたいと考えている。

(3) テレビ電話等を活用した年金事務所との遠隔相談の導入について

現在、日本年金機構で実施しているテレビ電話相談については、年金事務所等が設置されていない離島地域を対象に行っているが、出張相談等も含めた具体的な相談のあり方については、市区町村の要望等も踏まえ、日本年金機構と連携して検討する。

2. 国民年金事務費交付金について

(1) 事務費交付金等にかかる事務費負担軽減について

2020年度の決算審査事務より、様式への公印省略や電子媒体による報告等、事務の簡素化を図った。引き続き市区町村の事務負担の軽減や作業期間の確保に努め、審査や算定方法の見直し等の際には、速やかに情報提供できるように努める。

(2) 標準化システムの導入について

標準化システムの検討にあたっては、すべての市区町村に対して事前に仕様書(案)を提供し、意見照会を行うこととしている。財政面やスケジュール等については、デジタル・ガバメント実行計画(2020年12月25日閣議決定)等を踏まえ、適切に進める。

3. 国民年金制度に係る要望について

(1) 職権による資格取得について

60歳未満の第2号被保険者の資格喪失や、当該資格喪失に伴う第3号被保険者にかかる第1号被保険者への加入手続きについては、日本年金機構において対象者へ加入手続きの勸奨状を送付し、その後の手続きがなされない場合は職権での第1号被保険者への種別変更手続きを実施している。第1号被保険者として早期の加入と国民年金制度のご案内が必要となる20歳到達時以外においては、国民年金法第12条の規定に基づき、被保険者から加入手続きを行っていただくことが前提になると考えている。

(2) 年金生活者支援給付金制度の情報連携について

所得情報については、国保中央会ルートを基本にマイナンバー情報連携等も利用している。日本年金機構及び市区町村の事務処理やシステムの処理機能等を勘案し、実務上できる限り新しい所得情報が入手できるよう整理していくこととする。現時点において、すべての給付金の支給対象者についてマイナンバー情報連携を活用して所得情報を取得することは、システムの処理機能などから限界があると認識している。

(3) 国民年金手続きの電子申請の導入について

行政手続の効率化を図る中で、年金関係手続きについては2020年12月から、押印省略が可能な申請や届出の電子申請を実施している。国民年金保険料免除・納付猶予に係る電子申請についても2022年度上期に対応可能となるように進めている。

4. 日本年金機構への要望について

(1) 住民向け障害年金ヘルプデスクの設置について

市区町村専用ヘルプデスクについては、障害年金の請求に関する医学的な事項や請求書の進捗状況等の照会に対応するため、障害年金センター設立時から運営してきた。今後も、障害基礎年金の裁定事務を円滑に進めるにあたり、市区町村と当機構との密接な連携を保つ一助となるよう取り組んでいきたいと考えている。障害年金請求者向けの電話相談については、現在、一般の年金相談とあわせてねんきんダイヤルや年金事務所の電話で対応しているが、高度な専門知識を要する年金相談にも対応できる専用ダイヤルについても今後検討していきたい。

(2) 日本年金機構における電子メール等による相談対応について

お客様の個人情報に係るプライバシーの保護やなりすましによる個人情報の漏洩防止の観点から、年金相談対応には厳格な本人確認が必要だが、電子メールでは、メール送信元の正当性を確実に確認することができないため、現時点では相談者の個人情報に基づく年金相談を行うことが困難な状況である。海外居住者等からも同様の要望があるため、今後はご要望の趣旨及び新型コロナウイルス感染症にかかる現下の状況を踏まえ、お客様が安全にインターネットによる問い合わせを利用できる環境の整備を検討している。

(3) マイナンバーによる情報連携の推進および取得情報の適切な利用について

マイナンバーを利用した情報連携については、被保険者の利便性の向上や事務の負担軽減を目的に、段階的な活用範囲の拡大や事務処理手順の改善をしている。2021年度からは国民年金保険料継続免除申請の業務において、所得情報等の情報照会を本格的に運用開始した。特例免除における雇用保険情報の活用については、現在、試行運用を行っている。

◆ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準を一部改正

厚生労働省は2021年10月29日付けで、地方厚生(支)局年金調整(年金管理)課長、市区町村民生主管部(局)長、国民年金主管課(部)長に宛てて、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正等について」(年管管発1029第2号)により、また、日本年金機構理事長に宛てて年管発1029第2号により「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(昭和61年3月31日付け庁保発第15号)及び診断書式(眼の障害用)について一部を改正(図1)し、2022年1月1日から施行することを通知した。

また、同日付けで日本年金機構年金給付事業部門担当理事に宛てて「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書様式の改正等について」(管管発1029第1号)により、2022年1月1日より眼の障害について診断書の様式が変更(図2)になることを通知した。

<図1> 障害年金改正の内容

<図2> 改定後の診断書(目の障害用)

(別添1) 障害年金に関するお知らせ 国民年金・厚生年金保険

令和4年1月1日から
「眼の障害」の認定基準を一部改正します

改正のポイント

- 視力障害の認定基準を改正します。**
 良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「**両眼の視力の和**」から「**良い方の眼の視力**」による認定基準に変更します。
- 視野障害の認定基準を改正します。**
 ▶ これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、**現在広く普及している自動視野計に基づく認定基準も創設**します。
 ▶ **求心性視野狭窄や輪状陥点といった症状による限定をやめて、測定数値により障害等級を認定**するよう変更します。
 ▶ 自動視野計の導入に伴い、ゴールドマン型視野計に基づく認定基準の整理を行うとともに、視野障害をより総合的に評価できるよう、視野障害についても1級及び3級の認定基準を規定します。

✓ **眼の障害で2級または3級の障害年金を受給されている方は、今回の改正によって障害等級が上がり、障害年金の金額が増額となる可能性があります。障害等級が上がる可能性がある方は、額改定請求の手続きをお願いいたします。**
 ※ 額改定請求の詳細については、額改定請求のご案内をご覧ください。

✓ **なお、今回の改正によって、障害等級が下がることはありません。**
 ※ 眼の障害で障害手当金を受け取られた方で、今回の改正によって3級の障害等級に該当することになる方は障害年金を受給できる場合があります。詳しくは、お近くの年金事務所や年金相談センターまでお問い合わせください。

(別紙) 国民年金 診断書 (眼の障害用) 様式第1029第1号

姓	名	生年月日	国民年金番号	性別	男・女
住所	市区町村	支庁	市町村	番	号
① 障害の発症した年月日	② 障害の発症した場所	③ 診断書の提出した年月日	④ 診断書の提出した医師	⑤ 診断書の提出した医療機関	⑥ 診断書の提出した医師の所属
⑦ 障害の原因又は病状					
⑧ 障害の程度					
⑨ 障害の経過					
⑩ 障害の予後					
⑪ 障害の程度					
⑫ 障害の程度					
⑬ 障害の程度					
⑭ 障害の程度					
⑮ 障害の程度					
⑯ 障害の程度					
⑰ 障害の程度					
⑱ 障害の程度					
⑲ 障害の程度					
⑳ 障害の程度					
㉑ 障害の程度					
㉒ 障害の程度					
㉓ 障害の程度					
㉔ 障害の程度					
㉕ 障害の程度					
㉖ 障害の程度					
㉗ 障害の程度					
㉘ 障害の程度					
㉙ 障害の程度					
㉚ 障害の程度					
㉛ 障害の程度					
㉜ 障害の程度					
㉝ 障害の程度					
㉞ 障害の程度					
㉟ 障害の程度					
㊱ 障害の程度					
㊲ 障害の程度					
㊳ 障害の程度					
㊴ 障害の程度					
㊵ 障害の程度					
㊶ 障害の程度					
㊷ 障害の程度					
㊸ 障害の程度					
㊹ 障害の程度					
㊺ 障害の程度					
㊻ 障害の程度					
㊼ 障害の程度					
㊽ 障害の程度					
㊾ 障害の程度					
㊿ 障害の程度					

◆ 日本年金機構のTwitterによる情報発信サービス

日本年金機構では2011年6月にTwitterによる情報発信サービスを開始したが、新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点からも、こうしたオンラインによるサービスの利用を促進したい考えである。

Twitterでは、公的年金に関する各種手続き、送付する通知書の情報など、利用者には有効な様々な情報を発信している。なお、本アカウントへのフォローや、ツイートへの返信、ダイレクトメッセージなどを通じた意見には対応していない。また、日本年金機構では、国・政府機関・地方公共団体または公共性の高い機関のTwitterについては必要に応じてフォローするが、それ以外のアカウントはフォローしない。

日本年金機構Twitter 公式アカウント @Nenkin_Kikou

※ブラウザの種類など閲覧環境によっては、リンク先のページをうまく読み込めないなど、閲覧について支障が出る場合がある。

◆ 2021年度「ねんきん月間」「年金の日」の活動は非対面形式で

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を展開している。11月30日は、2014年から「年金の日」と制定されている(図3)。

本来、「ねんきん月間」の期間中は、全国各地のさまざまな場所で、出張年金相談や年金セミナーなどが行われるが、2021年度は2020年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、動画を活用した年金セミナーやインターネット広告を利用した年金制度のPR等、非対面形式を中心とした活動になる。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げや収入が減少した被保険者の国民年金保険料や厚生年金保険料にかかる臨時特例措置等の周知が行われている。さらに、「ねんきん月間」中は、「やさしい年金のはなし」と題して、公的年金制度の基本がコンパクトにツイートされている。公募した「わたしと年金」エッセイは例年どおり審査を行い、「年金の日」に発表する。

<図3> 「ねんきん月間」「年金の日」ポスター

11月は
ねんきん月間 です

**年金保険料、納めていますか？
この機会に年金加入状況の確認を！**

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動に取り組みます。

「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまな取組を行っています。この機会に、公的年金について考えてみませんか？

主な取組内容

- 年金セミナー動画や「わたしと年金」エッセイの優秀作品の掲載等、日本年金機構ホームページに「ねんきん月間」特集ページを設置します。
- 日本年金機構公式Twitterで、年金制度に関するミニ講座を実施します。
- 年金セミナーや制度説明会を実施します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたらえ可能な範囲で実施します。

ご存知ですか？
公的年金には、老後の支えとしての役割だけでなく、障害年金、遺族年金という制度があります。

国民年金保険料を納めるのが難しい場合は・・・
申請することで、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。保険料を納めないまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。

“ねんきんネット”は年金記録や年金見込額を確認できるサービスです！
国民年金の加入月数や納付状況等の最新の年金記録をパソコンやスマートフォンから手軽に確認できます。ぜひご利用ください！！

「ねんきん月間」の趣旨は、日本年金機構ホームページをご覧ください。
<https://www.nenkin.go.jp/> 日本年金機構 検索

日本年金機構 Japan Pension Service 21091012007

いい 未来
11月30日は年金の日

パソコン・スマホで簡単！

年金情報を手軽に確認できる「ねんきんネット」で
年金記録の確認や年金見込額の試算をしてみませんか

詳しくは
ねんきんネット 検索
<https://www.nenkin.go.jp/n.net/>

「ねんきんネット」に関するお問い合わせは下記専用番号へ
0570-058-555
050から掛かる電話でおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間
平日 午前9時30分～午後9時15分(月曜のみ午後7時まで)
休日 午前9時30分～午後4時
※お問い合わせの際は「ねんきんネット」の受付時間をご確認ください。

11月30日は年金の日

厚生労働省 日本年金機構
Ministry of Health, Labour and Welfare Japan Pension Service

◆ 2021年8月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で76.9%

厚生労働省は2021年10月29日、2021年8月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2018年8月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.5%増の76.9%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は881万月で、納付月数は667万月。

【2019年8月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比4.0%増の77.2%であった。納付対象月数は840万月で、納付月数は648万月。

【2020年8月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は75.2%であった。納付対象月数は818万月で、納付月数は615万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.6%となっている。